

保健福祉常任委員会行政視察委員長報告

- 1 視察期日 平成20年7月2日（水）から4日（金）
- 2 視察地 沖縄県沖縄市・名護市・那覇市
- 3 出席委員 中村洋子、黒澤健一、金子真理子、阪井栄見子、
桂 祐司
- 4 視察項目
 - 〔沖縄市〕人口13万3,310人（平成20年6月1日現在）
 - ・沖縄市福祉文化プラザについて
 - 〔名護市〕人口6万47人（平成20年6月1日現在）
 - ・健康いきいきネットについて
 - ・子どもの家づくり事業について
 - 〔那覇市〕人口31万5,897人（平成20年6月1日現在）
 - ・福祉のまちづくり条例について

はじめに**沖縄市**の視察概要から報告いたします。

「沖縄市福祉文化プラザ」について

この施設は、敷地面積3,887㎡、延べ床面積3,610㎡、鉄筋コンクリート2階建の保健福祉の総合施設として、平成12年8月に開設されました。子どもから高齢者まで誰もが気軽に利用でき、安全を考慮した全館バリアフリー施設です。1階に地域活動支援センター、相談支援事業所、ファミリーサポートセンター、社会福祉協議会及び相談室、視聴覚室、2階に児童センター及び調理実習室、交流ホール、研修室があります。

児童センターは、床面積約900㎡、事務室、図書室、談話室、児童クラブ室、集会室、遊戯室（体育館）、重度障害児室、ホールからなり、所長、指導員2名、児童厚生員5名の計8名体制で運営されています。

近年は宅地化が急速に進み、児童数が大幅に増加し定員を大きく上回る児童・生徒が利用しています。平成19年度は年間5万1,456人が利用し、過去5年をみても年間5万人前後の利用者数となっています。

本施設は、1階を誰でも出入り自由なフリースペースとしているため、管理上の工夫が課題とされています。

今後は、共働き世帯が安心して利用できる支援施設として、児童センターの拡充及び新たな施設の建設が必要とされています。

次に**名護市**の視察概要について報告します。

「健康いきいきネット」について

このホームページは「誰もが・どこでも・簡単」に健康の保持増進に役立つ情報を受け取れることを目的として平成14年10月に開設され、年間6回の

更新を行い、被保険者の健康増進・疾病予防をはじめ、健康寿命を延ばすことを目的に、健康づくりを総合的に推進するための情報を幅広く総合的に提供しています。

平成19年度は、2万6千件以上のアクセス件数があり、誰でも気軽に必要な情報を得るために活用して頂いているものと思われまます。今年度より、義務となり受診率の向上が必須となる特定健診・特定保健指導についても、いきいきネットを利用し受診の呼びかけに活用する予定とのことです。

「子どもの家づくり事業について」

名護市では、保育期間を終えた子どもたちや部活動に入っていない子どもたちが、放課後の子どもの居場所を失っている現状が見受けられ、働いている多くの父母は、子どもたちを受け入れる場所と子育ての不安を相談できる人を要望していました。そこで、そのような子どもたちを地域が主体となって見守り支援する仕組みとして、子どもの家づくり事業がスタートしました。

本事業は「子育て支援塾」に委託して実施しています。子どもの家は、各地区公民館、コミュニティセンター集会所を拠点とし、地域の一員としての自覚を促すために親子での清掃活動や地区の行事（運動会、敬老会など）への参加、餅つき大会、料理、読み聞かせ、ゲームなどをメニューとして取り入れています。また、異年齢の子どもたちが一緒に過ごすことで、思いやり、感謝の気持ちが育ち、人との関わり方が自然に身につく、社会性が育ち、地域の人をよく知るようになり信頼関係ができるなど、多くの効果が生まれています。

今後は、家庭の教育力の向上のため、若い親に対しての学習会の実施と、地域の区長、民生・児童委員、福祉委員、老人会、婦人会、青年会、退職教師、父母などとの協力体制の強化充実を目指しているとのことです。

終わりに那覇市の視察概要について報告します。

「福祉のまちづくり条例」について

本条例は、高齢者、障害者、児童等を含むすべての人が、あらゆる分野の活動に等しく社会参画でき、安全かつ快適で生きがいのある豊かな文化を送ることができるよう、市、市民及び事業者それぞれの責務を明らかにし、生活関連施設等の基本的な整備基準等を定めることにより、福祉のまちづくりを協働で推進し、市民福祉の増進に資することを目的として平成12年に施行されました。

条例制定の背景には、平成5年の「障害者基本法」、平成6年の「高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」や、平成9年の沖縄県「福祉のまちづくり条例」の制定がありました。

この間、那覇市では障害者や高齢者、子どもたちの生活環境整備に関わる

事業を手がけてきましたが、高齢者、障害者、児童等を含むすべての市民が生きがいのある豊かな生活を送ることができる社会を実現するためには、地域の特性を生かした「福祉のまちづくり条例」の制定が急務と考え、総合振興計画の中に盛り込みました。その後、条例制定のための検討委員会などの検討を経て条例制定に至りました。

本条例の特徴は、障害者等がより利用しやすいよう、①建築物に関して、県より厳しい整備基準を設けた、②実効性が伴うよう建築確認の前に事前協議を行う仕組みを設けたなどの特徴があります。①の例は「エレベーターの間口幅を85cm以上とする」というものです。

このように高い理想に基づく条例ですが、現実には、事前協議の件数に比べ完了検査適合件数が極端に少ないという状況でした。平成19年度は事前協議成立63件に対し完了検査適合11件と、条例の実効性に疑問が生じてきました。

法律を超えた市独自の厳しい整備条例は、事業者の高いコストを強要する事となり、これを敬遠する例が多くなったと言えます。

平成18年に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）が施行され、沖縄県は「福祉のまちづくり条例」を改正しました。那覇市では、これらを踏まえ条例改正を考え、より実効性を高める改正も議論されましたが、強制力を伴う条例の制定は、多くの混乱を生じかねず、建築物等に係る整備基準は県条例と同一とすることとしました。

その結果、県条例と基準が同一であれば、あえて市条例で基準をうたう必要がなくなり、その部分を削除したうえで、県の事務委任を受けるものとし、市条例はソフト分野に特化した内容となりました。

以上が視察の概要ですが、今後、本市において参考となる事項については、御検討いただきますよう要望し、報告といたします。

なお、詳しい資料は、議長への視察報告書に添付されていますので、必要な方はご覧いただきたいと思います。

平成20年 9 月 1 日

保健福祉常任委員会
委員長 桂 祐 司

北本市議会議長 横 山 功 様